特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	就学管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中央区教育委員会は、就学管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	就学管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名
中央区長

公表日
令和5年10月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学管理事務
②事務の概要	【概要】 ・特別支援教育就学奨励費 →特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務。 ・就学援助（要保護者医療費支払い事務） →学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務。 ・就学援助（学用品費等の支給）（独自利用） →学校教育法第十九条による就学援助事務に係る対象者の把握に関する事務。
③システムの名称	就学関係業務システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）就学管理情報ファイル（就学援助関連）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　項番26、27 番号法別表第一主務省令　22条　23条 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項　別表項番6及び7 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局学務課
②所属長の役職名	学務課長

6. 他の評価実施機関
中央区教育委員会

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号　中央区役所　総務部総務課情報公開係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号　中央区役所　総務部総務課情報公開係

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	Ⅰ-3	番号法第9条第1項　別表第一　項番26、27 番号法別表第一主務省令　22条　23条	番号法第9条第1項　別表第一　項番26、27 番号法別表第一主務省令　22条　23条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項　別表項番6及び7 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条	事後	
平成28年12月2日	Ⅰ-4-②　法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番37、38 【提供】 項番26、87	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	事後	
平成28年12月2日	Ⅰ-5-②評価実施機関における担当部署　所属長	伊藤　孝志	斎藤　公一	事後	
平成28年12月2日	Ⅱ-1　対象人数	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年12月2日	Ⅱ-2　取扱者数	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年7月31日	Ⅰ-5-②評価実施機関における担当部署　所属長	斎藤　公一	森下　康浩	事後	
平成29年7月31日	Ⅱ-1　対象人数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月31日	Ⅱ-2　取扱者数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年1月21日	Ⅰ-1-②	・幼稚園入園料及び保育料 →区立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する事務。	削除	事後	
平成31年1月21日	Ⅰ-2	(1)就学管理情報ファイル(就学援助関連、区立幼稚園入園料・保育料)	(1)就学管理情報ファイル(就学援助関連)	事後	
平成31年1月21日	Ⅱ-1　対象人数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年1月21日	Ⅱ-2　取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-1　対象人数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月24日	Ⅱ-2　取扱者数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年5月24日	Ⅱ-1　対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年5月24日	Ⅱ-2　取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月4日	Ⅰ-4-②　法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	事前	
令和4年7月6日	Ⅱ-1　対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月7日	Ⅱ-2　取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年9月20日	Ⅱ-1　対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月20日	Ⅱ-2　取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	